

令和元年9月13日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第9回）議事録

1. 開催日時 令和元年9月13日（金曜日）午前10時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（21名）

2番 熊谷正博	15番 小松幸夫
3番 遠藤幸男	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
8番 佐藤崇	19番 古関幸子
9番 畑山留美子	20番 佐々木純一
10番 佐々木亨	21番 齋藤誠
11番 佐藤俊和	22番 佐々木知榮
12番 大瀧浪雄	23番 佐藤和子
13番 佐藤秀孝	24番 佐藤系悦
14番 小野真一	
4. 欠席した委員（2名）

4番 眞坂平通
7番 庄司和夫
5. 議事日程第1号 令和元年9月13日 午前10時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 報告第3号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について
 - 第6. 議案第80号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第7. 議案第81号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第8. 議案第82号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第9. 議案第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第10. 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第11. 議案第85号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
 - 第12. 議案第86号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	小松和則、	主査	釜台勇樹、
主査	鎌田美奈子、	主任	佐々木智慧、
主事(矢島庶務班)	村上崇敬、	主任(岩城庶務班)	佐賀歩、
主査(由利庶務班)	加川長太、	主事(大内庶務班)	池田卓也、
主事(東由利庶務班)	高橋直希、	主事(西目庶務班)	高橋菜摘、
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
8番 佐藤 崇
9番 畑山 留美子

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年9月3日公示招集されました、令和元年第9回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。

4番・眞坂平通委員、7番・庄司和夫委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、報告第3号並びに議案第80号から議案第86号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、8番・佐藤崇委員、9番・畑山留美子委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、報告第3号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(案件を朗読して説明する)

○議長

報告第3号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見を省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第80号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島・由利）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第80号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第80号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第80号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第81号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・由利・大内・西目）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与又は経営規模の拡大又は譲受人の要望又は譲渡人の要望である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足し、次のとおり説明する）

西目1の案件につきましては、譲受人の耕作面積と取得する農地の面積を合わせても20アール未満となっています。申請地は、隣接している譲受人の所有農地と合わせて一枚のほ場になっており、申請地がほ場の入口にあたります。譲受人の所有農地を耕作するには、申請地を通らなければならない、第三者に申請地が渡ると所有農地が耕作できなくなる恐れがあります。

今回の申請は、譲渡人が廃業するにあたり、隣接農地の所有者である譲受人に贈与しようとするものです。なお、譲受人の取得後の作付計画については、自家用野菜や果樹の栽培を行う旨を申請書で確認しております。

本案件は、本市の下限面積である20アールを満たしていないため原則として許可できませんが、農地法第3条第2項ただし書の政令で定める相当の事由に該当する場合は許可できるこ

ととされており、農地法施行令第2条第3項第3号の「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること」という例外規定に該当すると判断されます。

なお、今回のケースにこの例外規定を適用することについては、県由利地域振興局農業振興普及課に照会し、適用することは妥当であると回答をいただいております。

よろしく申し上げます。

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第81号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第81号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第81号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第82号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内・東由利）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は5年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第82号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第82号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第83号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（矢島）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第83号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第83号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

10ページをご覧ください。申請地は秋田県立本荘高等学校から東に約400mに位置しています。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在不動産業を営んでいますが、申請地周辺はスーパーや学校、保育園などがあり、住宅の需要が高まっている地域であるため分譲地として完売が見込めることから適地として選定されました。11ページの配置図において、申請地の左側に宅地が示されていますが、ここには現在小屋が建っておりますが、取り壊した上で道路からの進入路として一体利用する予定です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明で確認しました。他法令の許認見込みですが、道路法第24条申請、由利本荘市法定外公共用財産の使用申請及び開発行為に関する事前協議について、許可及び承認予定であることを書面で確認済みです。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第84号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番佐藤和子委員。

○23番（佐藤和子委員）

去る9月10日午前9時より、私と金清二推進委員、事務局の小松班長、佐々木主席主査の

4人で現地調査を行ってきました。

11ページの配置図をご覧ください。申請地の西側、南側、北側は宅地、東側は道路を挟んで宅地となっております。被害防除計画では、西側の一部にL型擁壁及びブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は各区画へ汚水枡を設置したうえ東側市道の公共下水道へ接続します。雨水は自然流下し、道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第84号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第84号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第84号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第84号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第85号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（岩城）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

12ページをご覧ください。申請地は岩城総合支所亀田出張所から東に約500mに位置しております。申請地は30年以上前から耕作しておらず、後継者も居住していないため、現在は雑木が繁茂し原野化しております。

このため農地への復元が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われまます。

○議長

議案第85号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

去る9月10日午前9時より、私と木村勝三推進委員、庶務班の佐賀主任の3人で現地調査を行いました。

12ページをご覧ください。事務局から説明のあったとおり、現地は30年以上前から耕作されていないということで、雑木等が生え原野化している状況にありました。

このため、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第85号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

13ページをご覧ください。申請地は約40年前から敷地内にコンクリートを敷き、石材や機械などの資材置場として今まで利用してきました。よって農地への復元は不可能と思われます。

このため農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われます。

○議長

議案第85号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る9月9日午後4時30分より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、敷地内にはコンクリートが敷かれ、石材や機械などの資材置場として利用されていることを確認しました。また、申請地周辺に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認してきました。このため農地への復元は困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第85号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【10番手を挙げる】

○議長

10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

西目1は現況が資材置き場ということですが、こういった場合は非農地申請というよりは転用案件に該当するのではないのでしょうか。現状としては転用されている状態にあるわけで、顛末書を付して転用申請させるのが適切ではないかと考えます。このような利用がされている農地は実際には多くあり、そうしたものを非農地申請として取り扱うことになれば、農地の無断転用を黙認することになりかねないと思いますが、いかがですか。

○議長

事務局。

○事務局

佐々木委員のおっしゃるとおり、農地転用の許可を受けずに農地でない状態にされた農地を非農地判断という処理をした場合、行為者が農地転用の手続きをとらずに農地を農地外にしてしまったことを黙認することになる恐れがあり、事案によっては佐々木委員がおっしゃったような手続きをすることが必要な場合があります。今後の取扱いとしては、どのような経緯でそうなったのか、人為的に農地外の形状にされたのかなどの点についてきちんと判断して、非農地判断とするケースなのか、転用申請させるケースなのか、明確にできるよう判断基準等を整備したいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長

10番いかがですか。

【10番手を挙げる】

○議長

10番・佐々木亨委員。

○10番（佐々木亨委員）

過去に私が担当した非農地の案件では、住宅新築に付随して整備された庭が非農地化したケースですが、明らかに転用申請させる事案だったため非農地申請は取り下げしてもらったことがあります。同様の事例があった場合に、転用・追認するべきか非農地判断するべきか判断基準を明確にさせていただきよう要望します。

○議長

ほかにございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第85号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第85号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第12、議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

由利本荘農業振興地域整備計画の変更案の内容を説明いたしますので、添付資料1ページの整備計画変更内容書をご覧ください。本日ご意見をいただく変更案件はご覧の2件です。

変更箇所は対図番号「大1」、所在は及位字山神谷地25番1外10筆、面積は11,549㎡、営農継続のための編入申請です。

次に、対図番号「西1」、所在は西目町沼田字新道下534番、535番、549番、550番1、面積は5,342㎡、太陽光発電設備建設のための除外申請です。

次に3ページをご覧ください。変更となった場合の整備計画書は表のとおりです。大内地域の区域番号「大B7」、大字及位の除外する土地欄の山神谷地から朱書きの25番1から48番までの11筆が削除されます。

次に西目地域の区域番号「西A2」、大字西目町沼田の除外する土地欄の新道下へ朱書きの534番、535番、549番、550番1が加わります。

以上が変更案の概要です。

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対図番号「大1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市大内総合支所産業課担当者

添付資料4ページをご覧ください。申請地の所在は及位字山神谷地25番1外10筆、面積は11,549㎡です。現況地目は田、変更の種別は編入です。

6ページをご覧ください。赤色の編入箇所は、適正な管理のもと現在は水稻が作付けされており、営農計画上は今後も農地として継続利用する計画であるため編入しようとするものです。

○議長

対函番号「大1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・石井勲委員。

○6番（石井勲委員）

去る9月6日午前8時30分より、私と三浦幸夫推進委員、事務局の池田主事の3人で現地調査を行ってきました。

対函番号「大1」について報告いたします。添付資料5ページの位置図をご覧ください。申請地は大内中学校から南へ約2.5kmに位置しています。農振農用地への編入については先ほど説明があったとおり、申請地は適正に管理されており、今後も農地として継続利用できると認められることから問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「西1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市西目総合支所産業課担当者

添付資料7ページをご覧ください。申請地の所在地は西目町沼田字新道下534番、535番、549番、550番1、面積は5,342㎡です。

次に8ページをご覧ください。申請地は西目総合支所から北東へ約700mに位置します。現況地目は畑、変更の種別は除外で、変更理由は太陽光発電設備建設のためです。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるか検討した結果について説明いたします。

必要性、代替性の有無についてですが、変更後の土地利用者であるA社は再生可能エネルギー事業を取り扱っています。建設計画にあたり、太陽光発電設備敷地・通路・緩衝地として全体で5,300㎡程度の面積を必要としており、除外地の規模は妥当と判断されます。

申請地を含め4箇所で検討を行っておりますが、申請地周辺には建物がいないために長時間の日照及び事業に必要な面積が確保でき、また、地権者からの同意も得られたことから、当申請地の利便性が最も高く、申請地以外の土地をもって代えることが困難であると判断されます。

また、資料9ページを見ていただくと、黄色が農用地区域、青色が転用済地及び宅地、緑色が山林及び原野・雑種地、赤い部分が申請地となっています。申請地の534番、535番は東側は山林、549番、550番1については一部が雑種地に接続しており周辺の土地利用状況からみても、農用地の集団化等に支障を及ぼす恐れはないと判断されます。

申請地において現在耕作している者はおらず、また、担い手による集積計画もないため、担い手の農地利用集積への支障はないと判断されます。

土地改良施設等につきましては、ネットフェンスの設置、隣接地との間に十分な面積を設けることにより、周辺への悪影響や事故を防止します。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然浸透するため、支障を及ぼす恐れはないと判断されます。申請地とその周辺における土地改良事業等は実施されていません。

以上から、農用地区域から除外するために必要な農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号のすべての要件を満たしております。

○議長

対函番号「西1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、

ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・齋藤誠委員。

○21番（齋藤誠委員）

去る9月9日午後4時30分より、私と三浦善信推進委員、庶務班の高橋主事の3人で現地調査を行ってきました。

対図番号「西1」についてご報告いたします。添付資料8ページの位置図をご覧ください。申請地は西目総合支所から北東へ約700mに位置し、申請地の534番、535番については東側に山林、549番、550番1については一部が雑種地に接続しておりました。

農振農用地からの除外については、先ほど説明があったとおり、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきました。

農振農用地除外後の被害防除計画では、ネットフェンスと緩衝地を設け、隣接地への事故や悪影響を防止します。汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は敷地内に自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明がありましたとおり、農振農用地除外の案件である対図番号「西1」は、農地転用の申請を前提としておりますので、農地法の規定による農地転用許可基準のうち、農地区分等の立地基準について説明いたします。

9ページをご覧ください。対図番号「西1」については、農振農用地除外後の農地区分は、宅地化の状況が住宅用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であるものに区分されることから、第2種農地と判断します。

第2種農地は、申請にかかる農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる場合には原則として許可できないとされていますが、先ほど説明されたとおり、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には申請内容を達成することが可能な農地以外の土地はないと認められます。

今後、農地転用申請がされた場合には、立地基準上は許可相当と判断されます。また、転用目的等の一般基準については、申請内容を確認するとともに、詳細な審査を行い、総会でご審議いただきたいと思います。

○議長

ただいまの議案第86号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課ほか担当者退席】

○議長

会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時58分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 崇

議事録署名委員 畑 山 留 美 子